

事務連絡  
平成24年4月4日

西宮市医師会会員 様

西宮市医療年金課長

### 福祉医療費助成制度の改正について

本市の福祉医療運営につきましては、平素よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年7月より福祉医療費助成制度の改正に伴い、下記のとおり取扱いを変更いたします。

特に、小学4年生から中学3年生までの「こども医療」につきましては、すでに平成23年8月9日付で西宮市医師会会長様を通じお知らせ致しておりますが、負担者番号（法別番号）の変更など、レセプト請求等に影響を及ぼしますので、あらためてご案内させていただきます。

また、障害者・高齢障害者医療における助成対象につき、新たに精神障害者保健福祉手帳の2級所持者まで拡大を行い、精神疾患を除く入院時医療費の一部助成を開始いたします。いずれも、制度改正の施行日である平成24年7月診療分からの取扱いとなります。

なお、乳幼児等・こども・障害者・母子家庭等・高齢障害者医療の受給資格要件である所得判定単位が世帯合算へと見直されることにより、現在は医療費助成を受給中の方であっても、平成24年7月1日以降は対象外となられる方がおられます。

受給者の方が受診される際の受給者証確認につきましては、目頃よりご注意いただいているとは存じますが、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. こども医療への改正

- ① 対象となる制度 乳幼児等医療
- ② 変更内容

本市の「乳幼児等医療」において、現行の0歳から中学3年生（1.5歳到達後の最初の9月末日）までの対象年齢を小学3年生（9歳到達後の最初の3月末日）までに変更し、小学4年生から中学3

・小学4年生から中学3年生まで

「子ども医療費受給者証」により入院・外来とも現物給付（負担者番号 48280051）

助成内容 現行どおり、一部負担金無

※ 負担者番号(法別番号)違いは過誤となりますのでご注意ください。

2. 精神障害者保健福祉手帳2級所持者への拡大

- ① 対象となる制度 障害者・高齢障害者医療
- ② 変更内容

精神疾患を除く入院時医療費の保険診療の自己負担額の一部を助成

実施期間 平成24年7月診療分より

助成方法 ・障害者医療

「障害者医療費資格者証」（医療機関等では使用不可）・・・一旦保険診療の自己負担額を支払い、後日領収書を持参のうえ還付請求

・高齢障害者医療

「高齢障害者医療費受給者証」により入院に対し現物給付（負担者番号 69280055）

助成内容 精神疾患を除く入院のみにの助成、「資格者証」「受給者証」に記載通りの一部負担金有り

裏面もご参照くださいますようお願いいたします。

以上

お問い合わせ先 〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3  
 西宮市 医療年金課 管理チーム  
 TEL (0798) 35-3126